

令和8年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和8年2月27日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	6番	坂口徹
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	横田敏文	10番	宮崎和彦
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 欠席議員（1名）

11番 濱 真理子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 福田善行 係 長 吉川也子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西和夫	副町長	加藤惠三
教育長	山本雅章	総務部長	西巻昭男
総務課長	松岡洋右	安全安心課長	曾谷博一
政策財政課長	中尾歩美	税務課長	真弓啓
住民生活部長	中原潤	住民生活部次長	北典子
福祉課長	大塚美季	子育て支援課長	佐谷容子
住民課長	峯川敏明	国保医療課長	猪川恭弘
環境対策課長	東浦寿也	都市建設部長	上田俊雄
建設農林課長	田口三十士	都市創生課長	手塚仁
地域振興課長	福居哲也	会計管理者	安藤晴康
教育次長	本庄徳光	教委総務課長	仲村佳真

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 報告第 1 号 監査結果報告について
- 日 程 7. 令和 8 年度施政方針について
- 日 程 8. 発議第 1 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第 1 号 斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例について
- 日 程 10. 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 11. 議案第 3 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 12. 議案第 4 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 13. 議案第 5 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日 程 14. 議案第 6 号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日 程 15. 議案第 7 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日 程 16. 議案第 8 号 令和 7 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 2 号）について
- 日 程 17. 議案第 9 号 令和 7 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日 程 18. 議案第 10 号 令和 7 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日 程 19. 議案第 11 号 令和 7 年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

- 日 程 2 0 . 議案第 1 2 号 令和 8 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日 程 2 1 . 議案第 1 3 号 令和 8 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日 程 2 2 . 議案第 1 4 号 令和 8 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日 程 2 3 . 議案第 1 5 号 令和 8 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日 程 2 4 . 議案第 1 6 号 令和 8 年度斑鳩町下水道事業会計予算について
- 日 程 2 5 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）
- 日 程 2 6 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）
- 日 程 2 7 . 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 3）
- 日 程 2 8 . 承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 7 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 0 号）について）
- 日 程 2 9 . 認定第 1 号 町道認定について
- 日 程 3 0 . 同意第 1 号 副町長の選任について同意を求めることについて
- 日 程 3 1 . 同意第 2 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて
- 日 程 3 2 . 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 7 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 1 号）について）
- 日 程 3 3 . 報告第 3 号 令和 8 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

1, 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

なお、濱議員から、欠席の通告を受けております。

これより、令和8年第1回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和8年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会では、斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例についてなど、25議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

去る1月29日から2月4日まで、5日間にわたり佐伯、嶋田両監査委員には令和7年度の定期監査を実施していただいたところでございます。終始熱心かつ厳正な監査を賜り、ここに深く感謝を申しあげる次第でございます。

令和8年度の施政方針及び提出議案の説明につきましては、後刻させていただくこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

○議長（中川靖広君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、9番 横田議員、10番 宮崎議員を指名します。両議員には、会期中よろしく願います。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から3月24日までの26日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間と決定しました。

次に、日程3. 建設常任委員長報告についてを議題とします。

令和7年第5回斑鳩町議会定例会において、建設常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○建設常任委員長(齋藤文夫君) それでは、閉会中の2月12日に開催した建設常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

継続審査のひとつ目、都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、地元の新家水利組合の役員を対象に、斑鳩町がJR法隆寺駅南側地区のまちづくりについて、昨年12月に説明会を開催したと報告がありました。説明会では、今年度の実施内容として、地権者のアンケートの結果について、住民アンケートの結果について、民間事業者による導入可能性調査について、病院建設に伴う周辺道路の整備計画について、今後の進め方について等を説明したと報告がありました。説明会では、道路工事中の農業用水の確保等について質疑があったとのことです。

次に、奈良県病院マネジメント課が西和医療センターの建設が1年程度遅れる事について、地権者の新家水利組合役員と建設予定地周辺自治会長に説明を行ったとのことです。説明会では、病院建設後の農耕車両のルート確保について、いつまで営農ができるのかなどの質問があったとのことです。委員より、駐車場予定地から病院へのルート等について質疑があり、理事者から答弁されています。

次に、二つ目の継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、斑鳩考古学講座について、こども考古学教室について、奈良大学と共同で瓦塚3号墳の古墳の範囲の確認を目的とした発掘調査について、秋季特別展での龍田城の御城印の配付実績について報告されました。委員より、御城印の配布期間についての質疑があり理事者から答弁されています。

次に、各課報告事項について、1. 地図情報閲覧システムの運用開始について、町道路線網図や町道認定幅員図、都市計画図、下水道管路図、ハザードマップなどの行政情

報を地図情報閲覧システムに搭載し、来庁者が自ら必要な情報を建設農林課窓口で取得できるようにすると報告がありました。委員からの質疑はありませんでした。

次に、2. 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、はじめに、本事業の進捗状況について、株式会社呉竹荘から工事スケジュールの変更についての報告があり、1月から宿泊棟10棟及びカフェ・マルシェ棟の地盤改良工事、基礎工事を始め、その後に、大工工事、内装工事等を順次行い、8月末までに施工業者から引き渡しを受けるとなり、開業が10月頃となる見込みであると報告がありました。遅れた原因として、開発行為変更許可申請及び建築確認申請の行政手続きに設計等委託業者が想定以上の期間を要したことと、建物外観や内装等の充実のための設計見直しを繰り返し行ったためと説明を受けたとのこと。町として、可能な限り早期に実現を図ることと、賃貸料の総額を確保することの2点を最優先に対応してきたところであり、呉竹荘側に進捗の遅れがあるものの、意欲的に取り組んでいることも確認しているため、本事業を呉竹荘により継続して進めていきたいと報告がありました。土地賃貸料については令和8年度から、契約額どおりの2,075万1千円とすることを呉竹荘側に確認していると報告がありました。

委員等より、覚書の開業時期が遅れることに対する呉竹荘の説明と斑鳩町の対応について、ペナルティについて、オープンが遅れることの住民への説明と議会からの指摘などについて質疑や意見があり理事者から答弁されています。

次に、3. 平成緊急内水対策事業調整池の底面利活用について、4. 都市計画基礎調査の実施について5. 創業支援補助制度の期間延長と改正について、6. 斑鳩町観光戦略の見直しについて、7. (仮称)斑鳩町文化財みらい共創事業の実施について報告がありました。

これらの報告は、3月議会提出予定案件に関連する事項でしたので、閉会中の委員会では質疑の時間は設けませんでした。委員等より追加説明の求めがあったものについては、理事者から説明されています。

次に、その他について、町営住宅の空室状況について、町営住宅前の歩道の整備について、三井地区の違反転用太陽光パネルの撤去についての質疑があり理事者から答弁がなされています。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程４．厚生常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。委員長報告は奥村副委員長が代読いたします。

１３番、奥村副委員長。

○厚生常任副委員長（奥村容子君） それでは２月１３日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

初めに、１．継続審査案件でございます。

（１）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、前回の委員会以降、報告する事項はありませんでした。委員からの質問はなく、審査すべき事項等はないことを確認して終わりました。

次に、２．各課報告事項を議題とし、まず、斑鳩町新型インフルエンザ等対策行動計画（案）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の基本的方針、平時の準備及び感染症発生時に選択肢となる対策等を定めたものです。委員からの質問はありませんでした。

次に、総合事業（訪問型サービスD）による外出支援事業については、令和６年度に実施した、高齢者の外出に関するアンケートの結果などから、既存のサービスでは対応できない個人で外出が困難な高齢者に対し、社会生活の拡大と健康で楽しく生きがいのある生活を送っていただくため、通院や買い物等の付き添い支援を行う住民主体及び介護事業者等による外出支援サービスを提供し、外出支援の充実を図るものと、報告がありました。委員から、事業の対象者について、また、想定される担い手についての質問があり、理事者より答弁されております。

これらの報告の他、３月議会提出予定案件として、国民健康保険税の適正な税率等について、こども誰でも通園事業について、民間保育施設の保育定員拡大に係る施設改修の支援について、私立保育所等の運営支援の充実について、マタニティ・子育てタクシー利用料金助成事業の充実について、総合保健福祉会館の充実（空調設備改修工事）について、RSウイルス母子免疫ワクチン予防接種について、２歳６か月児健康診査の充実について、アプリを用いた歩こう会の実施について、高齢者優待券及び外出支援タクシー券の交付方法変更について、高齢者補聴器購入費助成制度の充実について、地域生活支援拠点等の運営（緊急時の受け入れ・対応）について、生駒市への可燃ごみの搬入について、戸別収集の全町実施について報告がありました。

これらの１４件の報告は、３月議会提出予定案件に関連する事項でしたので、閉会中

の委員会では質疑の時間は設けませんでした。なお、委員等から追加説明の求めがあったものについては、理事者より説明されております。

他に、口頭報告はなく、各課報告事項については終わりました。

3. その他について、委員より質疑等はございませんでした。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

詳細については会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いしまして、厚生常任委員会の報告とします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程5. 総務常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

4番、小城委員長。

○総務常任委員長（小城世督君） それでは、閉会中の2月16日に開催した総務常任委員会の審査概要について報告いたします。

はじめに、継続審査案件である学校教育環境についてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、斑鳩町学校施設長寿命化計画概要版（案）について説明を受けました。

3小学校2中学校の現行体制を維持するため、老朽化が進む学校施設について計画的な改修を行い、長寿命化を図るもので、計画期間は令和8年度から令和37年度までの30年間とするものです。築年数の古い学校から順次改修を実施し、従来型の建替えと比較して約55億円のコスト縮減効果が見込まれるとの説明がありました。

委員より、エレベータ設置について、仮設校舎の設置と補助対象経費の扱い、施設統廃合の可能性、耐震性の状況、ライフサイクルコストの考え方などについて質疑があり、理事者から答弁されています。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、まず、斑鳩町協働のまちづくり指針の改訂について、事業開始から10年が経過し、これまでの活動提案事業補助制度による支援から、事業が継続できるよう必要に応じた支援を行う体制に移行すると報告がありました。委員より、住民活動センターと住民活動団体、役場担当課との連携について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、令和8年度税制改正大綱（地方税関係）の概要について、昨年12月に国でとりまとめられた、令和8年度税制改正大綱、地方税関係のうち、町税条例の改正に関するものを中心に報告がありました。委員等より、環境性能割について質疑があり、理事

者より答弁されています。

次に、町立幼稚園における学級編制基準の見直しについて、特別な配慮が必要な幼児の増加や国の基準の改正を受け、令和8年4月1日より、1学級あたりの幼児数基準の引き下げを行い、それに伴い、園児定員も見直すと報告がありました。委員より、待機児童について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、2026ワールドベースボールクラシック ホームタウンヒーロー・パブリックビューイングについて、本町出身の曾谷龍平投手がWBC日本代表に選出されたことを受け、Netflixとの共催により、試合中継の無料パブリックビューイングを実施すると報告がありました。委員等より、イベントの費用負担について、定員について、会場の駐車場について等の質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、文書管理システムの導入について、下司田池の利活用について、市内ネットワーク環境の整備について、斑鳩町家庭用防犯カメラ設置費用補助金の創設について、斑鳩町自治会管理防犯カメラ維持管理補助金の創設について、資機材運搬車の導入について、斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金の充実について、斑鳩町災害時ホテル避難助成事業補助金の創設について、いかるがホール高圧受電設備の更新について、学童保育室における小学校長期休業期間中の昼食の提供について、不登校対策の充実について、文化芸術スポーツクラブの運営について、斑鳩西小学校へのエレベータ設置について、学校施設整備の実施について、給食費に対する支援について、国民スポーツ大会機運醸成事業の実施について報告がありました。

これらの16件の報告は、3月議会提出予定案件に関連する事項でしたので、閉会中の委員会では質疑の時間は設けませんでした。委員等より追加説明の求めがあったものについては、理事者から説明されています。

また、口頭報告として、いかるがの里聖徳太子マラソン、マラソンの部の中止について、職員への脅迫による逮捕事件について、寄附の受け入れについて報告があり、委員等より、過去の逮捕事案の委員会への報告について質疑があり、理事者より答弁されています。

3、その他では町立幼稚園の園舎の今後の計画について質疑があり、理事者より答弁されています。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願い申しあげ報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程６．報告第１号 監査結果報告についてを議題とします。

監査委員より、去る１月２９日から２月４日までの５日間に執行されました定期監査について、及び１１月１９日に執行した財政援助団体等監査について、お手元に配布しておりますとおりの報告書を提出いただいております。

本日、監査報告は朗読いたしません、佐伯、嶋田、両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

次に、日程７．令和８年度施政方針についてを議題とします。

令和８年度施政方針の説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 令和８年第１回斑鳩町議会定例会の開会にあたり、私の町政運営に関する所信の一端を申しあげ、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年の町長選挙を経て３期目の町政運営を担わせていただき、改めてその責任の重さを胸に刻み、町の発展と町民福祉の向上に、より一層全力で取り組む決意を新たにしているところでございます。

本町は、令和９年２月に町制施行８０周年という節目を迎えます。この節目を、これまでの歩みに感謝し、斑鳩の魅力と誇りを次の世代へ確かにつなぐとともに、次の１０年、さらにその先へ向けたまちづくりの起点とします。

一方で、物価の上昇や担い手不足、災害リスクの高まりなど、町を取り巻く課題は複雑さを増しています。限られた人員と財源のもと、成果を重視し、選択と集中を徹底しながらも、必要な支援は途切れさせない。こうした姿勢で、未来への投資と足元の安心を両立する町政を進めます。

新年度、令和８年度は、第５次斑鳩町総合計画に掲げる将来像の実現に向け、次のステージへ踏み出す一年です。災害に強いまちづくり、福祉や子育て・教育環境の充実、公共施設やインフラの計画的な維持管理に加え、歴史文化の継承と、観光の魅力向上につなげる取組みを進め、町の総合力を高めます。

とりわけ、新西和医療センターの移転整備やＪＲ法隆寺駅南側地区のまちづくり、小中学校の長寿命化改修をはじめ、将来にわたって町民生活を支える事業については、丁寧な説明を重ねながら、一つひとつ着実に取り組み、確かな成果につなげます。

初心を忘れず、議員の皆様との信頼関係を一層深め、職員とともに、知恵を出し合い

ながら、「住み続けたい・住んでみたい・訪れたい」と思っただけ、そして、「選ばれ続ける斑鳩」の実現に向けて、全力で町政運営に取り組みます。

こうしたなかで、令和8年度予算案は、一般会計で総額117億8,000万円を計上しています。前年度と比較して、7億7,000万円、7.0%の増額となっています。

また、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた予算総額は、199億9,547万4千円となり、前年度と比較して6.3%の増額となっています。

それでは、第5次斑鳩町総合計画の基本目標に沿って、令和8年度の主要な施策についてご説明申し上げます。

ひとつ目の柱、「安全・安心にらせるまち」についてです。

はじめに、「災害に強いまちづくり」として、町が管理する下司田池については、南海トラフ級の巨大地震が発生した場合、堤塘が沈下するなど「耐震性能なし」と評価されたことを受け、地域防災力のさらなる向上をめざし、防災機能を備えた公園として利活用を進めます。

また、今年度、内水被害防止対策として法隆寺北1丁目地内に整備した調整池の底面を利活用し、平時に住民の憩いの場となるよう、整備を行うとともに、引き続き、浸水時の避難や日頃からの備えに活用するため、大雨時に浸水が想定される区域や浸水する深さなどの情報をまとめた「内水浸水想定区域図」の作成に取り組みます。

さらに、ライフラインが寸断された場合に備え、元上水道用の井戸を災害時に生活用水として使用するための管理に努め、井戸から斑鳩南中学校プールへ貯水・給水するための資機材の充実を図ります。

また、災害時に誰もが安心して避難できる環境整備として、大雨や台風に伴う風水害時の避難情報発令時に、避難行動要支援者等が一時的な避難所として宿泊施設を利用した場合の宿泊費用を一部助成する制度を新たに創設します。

消防力の充実として、町消防団等の現場での機動力の向上を図るため、高機能な消火ノズルや災害対応ドローンを新たに配備します。あわせて、災害時における資機材や用水等の輸送手段として資機材運搬車を導入します。

また、地域ぐるみの自主防災活動を支援するため、自主防災活動支援補助金を拡充し、地域防災力のさらなる向上を図ります。

次に、「防犯・生活安全の向上」では、犯罪のない安全で安心してらせるまちづくりを進め、地域の主体的な防犯活動を後押しするため、自治会等が設置する防犯カメラ

の設置費用の一部助成を引き続き実施します。あわせて、新たに家庭用防犯カメラの設置費用を助成する制度を創設します。さらに、自治会等が設置・運用する防犯カメラの維持管理費用についても一部助成を開始し、地域防犯力の向上を図ります。

また、交通安全対策の推進として、交通事故を防止するため、交通安全施設の整備を進めます。特に、通学路について、子どもたちが安全で安心して通学、通園ができるよう、地域の皆様や警察など関係機関と協力し、安全点検を実施し、交通安全施設の適切な維持管理に努めます。

次に、「ライフラインの確保」では、水道事業において、奈良県広域水道企業団と連携し、将来にわたって持続可能なサービスの提供に努めます。

また、下水道事業では、いかるがパークウェイ整備にあわせ、公共下水道整備を進めるとともに、町内各所において引き続き効率的な整備を進め、整備が完了した地域での公共下水道への接続の促進に努めます。

二つ目の柱、「コンパクトで質の高い持続可能なまち」についてです。

はじめに、「道路・交通網の整備」では、いかるがパークウェイの五百井・興留区間の本線において、現在、西側から順次、地盤改良工事等が実施されています。今後も、整備の延伸、本区間の早期供用開始に向け、国や関係機関と連携し、円滑な事業の促進に努めます。

生活道路の整備では、地域からの要望路線や継続して取り組んでいる路線の整備を計画的に進めるとともに、JR法隆寺駅南側では、まちづくりの基幹となる道路として町道309号線等の整備に取り組みます。

さらに、生活道路の経年劣化や破損などに対する修繕工事、定期点検等による橋りょう環境の整備など、安全で快適な生活に支障をきたさないよう、道路施設の適切な維持管理に努めます。

また、公共交通の利便性の向上では、地域の生活交通を担うコミュニティバスの実証運行について、利用状況の分析・検証を行います。

次に、「住宅・生活環境の整備」では、JR法隆寺駅周辺地区において、駅南側地区に新西和医療センターが移転整備されることを契機に、一体的なまちづくりに向けた検討を行います。その取組みとして、都市計画の変更手続きを進めます。

また、都市計画の見直しや各種都市計画施策に必要な基礎情報について、都市計画法に基づく都市計画基礎調査を実施します。

次に、「循環型社会の推進・環境保全」では、循環型社会の推進として、高齢者のご

み出し支援の充実や地域集積所の管理等に関する課題解決に加え、さらなるごみの減量化・資源化の推進を図るため、本年10月からの可燃ごみ及び生ごみを対象とした町全域における戸別収集開始に向けて取り組めます。

また、ゼロ・ウェイストの実現に向け、令和8年度から、食品ロス削減事業所認定制度を開始し、食品ロス削減に向けたより一層の意識啓発に取り組めます。

さらに、安定的なごみ処理を進めるため、「一般廃棄物の処理に関する協定」に基づき、可燃ごみについては、令和8年度から、生駒市において処理を行います。

また、環境保全対策の推進として、斑鳩町地球温暖化対策実行計画に基づく温室効果ガス削減目標の達成に向けて、町有施設における再生可能エネルギー等導入計画の策定に向け取り組めます。

次に、「持続可能な行財政経営」では、コンパクトで質の高い持続可能な組織をめざし、DX推進を行政改革の重要事項として位置づけ、「住民にも職員にもやさしい窓口」の実現に向けた取り組みを一層推進します。その取り組みとして、庁内ネットワーク環境の整備や行政手続の電子申請化の推進、文書管理・電子決裁システムの導入など、デジタル技術を効果的に活用した業務改善やバックヤード改革を進め、職員の意欲や能力の向上を図ることで、住民に寄り添うサービスの質の向上につなげます。

また、職員の自主的、主体的な研修を支援し、人事評価に基づく能力・実績を的確に反映した人事管理を行うことにより、地方自治を支える人材の育成と組織マネジメントの強化を図るとともに、引き続き、職場におけるハラスメントの防止や職員の多様な働き方への対応等、働きやすい職場環境の構築に取り組めます。

さらに、町公式ホームページやSNSなどの多様な情報技術の活用により、情報の発信力とアクセス性の強化を図り、広報手段の充実と広報機会の拡大に努めます。

三つ目の柱、「子どもの未来が輝くまち」についてです。

はじめに、「子育て環境の充実」では、「第3期斑鳩町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して妊娠、出産でき、子育てしやすい環境づくりを推進します。

妊娠期から子育て期の切れ目ない支援として、こども家庭センターを中心に、医療・福祉・教育・保健等と連携した支援体制を強化し、子どもの困り感や保護者の悩みに寄り添った支援を進めます。あわせて、令和8年度から妊婦を対象としたRSウイルス母子免疫ワクチンの定期接種を開始するとともに、2歳6か月児健康診査に作業療法士を配置し、子どもの健やかな成長・発達を支えます。

次に、多様な保育サービスと受け入れ体制の充実として、町立保育園を利用する保護

者の負担軽減を図るため、令和8年度から手ぶら登園支援を導入するとともに、入所希望者の増加により、年齢によっては定員に達している状況を踏まえ、民間保育施設の保育定員拡大に係る施設改修を支援し、保育ニーズに対応した受け皿の確保に努めます。

加えて、民間保育施設の安定的な保育士雇用のため、民間保育施設の保育士に対する給与改善費補助金を増額し、保育の質の向上と保育人材の確保を図っていきます。

また、保育所等に通っていない3歳未満のお子さんが、保育所等を月一定時間まで利用できる「こども誰でも通園事業」を導入し、子どもの育ちを支援します。

さらに、就労と子育ての両立支援として、保護者の負担軽減を図るため、学童保育室において小学校長期休業期間中の昼食の提供を行っていきます。

次に、「子どもの教育の充実」では、時代に応じた教育内容の充実として、読解力や自ら学ぶ力、知識を活用する力などを育み、確かな学力の向上を図っていきます。あわせて、中学校卒業時に英語検定3級程度に到達できる英語力の習得を目標に、教員の授業改善や教育指導の充実に引き続き取り組むとともに、その効果検証を実施します。

また、小・中学校9年間を通じて、本町の豊富な歴史資源を題材に教科横断的に学ぶ教育プログラム「いかるが楽」に引き続き取り組み、伝統と文化を尊重し、継承・発展させる意欲と態度を育成します。

さらに、読書活動の推進として、子どもたちの身近な読書環境を充実させるため、町立図書館の団体貸出本や幼稚園・保育園の施設蔵書の更新・整備等を進めます。

また、全国的な生徒数の減少や教員の働き方改革が進む中、生徒が将来にわたってスポーツや文化芸術に継続的に親しめる機会を確保するため、令和8年度から、休日における教員による中学校部活動指導を終了し、本町が主体となって地域クラブを立ち上げ、地域の指導者とともに運営していきます。

さらに、教育環境の整備・充実として、将来を見据えたより良い教育環境を整備するため、学校施設長寿命化計画に基づき、多様な教育的ニーズに応じた施設の高機能化・多機能化、防災機能の強化、地域との連携を実現する施設整備を進めていきます。

令和8年度は、斑鳩小学校長寿命化改修基本計画を策定するとともに、障害のある児童が校内を円滑に移動できるよう、斑鳩西小学校に新たにエレベータを設置します。

不登校対策の充実として、「斑鳩町子どもと親のフリースペース くるむ」の開室日数を増やすことにより、児童・生徒への支援を強化します。

また、子育て支援として、給食費について、令和8年度においては、小学校全学年において、国の支援額を超える費用を、町が追加補助することにより、完全無償化します。

加えて、中学校は町独自の支援策として3年生を対象に無償化するとともに、今後、段階的に無償化の対象学年を拡大していきます。

次に、「子どもを守るしくみの充実」では、こども家庭センターと要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関と連携して、子育て世帯の見守り体制の充実を図るとともに、児童虐待の防止と早期対応に努めます。

また、斑鳩町ヤングケアラー支援マニュアルに基づき、行政、学校・園など関係機関が連携して、ヤングケアラーの早期発見と早期支援に努めます。

四つ目の柱、「誰もが健やかに生き生きとくらせるまち」についてです。

はじめに、「健康づくり」では、健康寿命の延伸をめざし、第3期斑鳩町健康増進計画の基本方針である「誰もが健康になれる健康づくりがしやすいまちづくり」を推進していきます。令和8年度からは、ウォーキングアプリを利用した歩こう会を実施し、幅広い世代の健康づくりを推進します。

また、高齢者が抱えるさまざまな健康課題に対応し、地域全体で高齢者を支え、健康寿命の延伸につなげることを目的として、引き続き高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施に取り組みます。

さらに、高齢者補聴器購入費助成制度について、対象条件にある聴力レベル及び医師の条件を緩和するとともに、助成金額の上限を引き上げることにより、ヒアリングフレイルの予防につなげます。

また、総合保健福祉会館については、保健福祉活動の拠点及び福祉避難所としての環境を向上させるため、空調設備を改修します。

次に、「高齢者の福祉・介護の充実」では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年問題を経て、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年問題が課題とされるなか、介護や支援を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしをいつまでも続けることができるよう、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していきます。

また、令和8年度は、第9期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の最終年度となることから、今後の本町の介護需要や保険料水準等を推計した上で、中・長期的な視点に立ち、次期計画を策定します。

次に、「障害者福祉の充実」では、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら安心して生活することができるまちをめざし、計画期間の最終年度を迎える斑鳩町障害者福祉計画及び第7期斑鳩町障害福祉計画・第3期

斑鳩町障害児福祉計画の見直しを行います。

また、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備について、その機能のひとつである緊急時の受け入れ・対応を西和7町合同で実施します。

次に、「生涯学習・生涯スポーツの推進」では、生涯にわたって学べる環境づくりとして、住民の多様な学習ニーズに対応したサービスの提供や学習機会の充実を図っていきます。

また、体力づくりや健康づくり、交流の場として、スポーツに親しめる環境整備に努めるとともに、令和13年に奈良県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた機運の醸成と、本町の開催種目であるフェンシング競技の普及・啓発等を図るため、フェンシング競技体験会を開催します。

五つ目の柱、「つながりを大切にすまち」についてです。

人と人とのつながりや地域のきずなを、豊かなくらしを支える基盤と位置づけ、地域コミュニティの活性化や多様性を尊重した共生社会の実現に向けて、住民同士が支え合うまちづくりを進めるため、「住民活動と協働の推進」では、新たな指針に基づき、新しい活動を生み出すことから、生まれた活動を事業として育て継続することへ重点を移し、必要な支援が届くよう、支援体制を整備します。

また、「人権・平和社会・多文化共生」では、人権問題を身近な課題として捉え、違いを個性として尊重し、一人ひとりが能力を発揮できる社会をめざします。あわせて、外国人住民が地域社会の一員として安心してくらすよう、多言語による情報提供の充実を図るなど、互いに理解し尊重し合う多文化共生のまちづくりを進めていきます。

六つ目の柱、「魅力に満ちた活力あるまち」についてです。

はじめに、「観光まちづくりの推進」では、計画期間の最終年度を迎える「観光戦略」を更新し、地域の文化・環境・住民と調和のとれた持続可能な観光まちづくりを進めていきます。

また、まちあるき観光の拠点施設と宿泊環境の整備を目的としたマルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、早期開業に向け、引き続き事業者と継続的な協議や調整を行っていきます。

さらに、法隆寺iセンター等の管理運営については、指定管理者と連携し、民間活力を活用した施設管理を行うとともに、開業予定のマルシェ・宿泊施設を活用した旅行商品の造成などにより宿泊需要の喚起を促すなど、観光客の滞在時間の延長や観光消費額

の増加に向けた取組みを進めます。

「WEST NARA広域観光推進協議会」については、観光業界関係者やメディア関係者を対象とした現地視察のツアーを実施するなど戦略的な観光プロモーション等を展開し、広域連携による地域の知名度の向上と観光振興に取り組めます。

次に、「商工業の振興」では、地域経済の持続可能な発展と活性化を図るため、斑鳩ブランドのPRや販売促進に取り組んでいくとともに、商工会や金融機関などの関係機関と連携し、経営指導の充実や国等の支援施策の情報を収集し提供することで、町内事業者の商業活動を支援します。

また、地域経済の発展と商業の活性化、雇用の促進を目的に、起業や事業所の開設に対する相談支援を継続するとともに、「斑鳩町創業支援事業補助金」について、補助制度の3年間延長と補助金額の見直しを行い、引き続き町内での創業、新規事業所の開設を支援します。

次に、「農業の活性化」では、農業者の高齢化による担い手不足、耕作放棄地の拡大等の課題解決のため、地域計画に基づき、担い手確保、遊休農地解消対策に取り組めます。

また、防災重点ため池の耐震性調査、豪雨耐性調査、ため池パトロールを実施し、ため池の防災対策を強化するとともに、井堰や農道、農業用水路などの農業用施設の整備に取り組めます。

七つ目の柱、「悠久の歴史と文化、自然を大切にすまち」についてです。

はじめに、「歴史・文化遺産の保全と活用」では、法隆寺をはじめとする多くの文化財の価値や魅力を広く情報発信し、未来へ継承していくことを目的に、民間企業や関係団体と連携したシンポジウムの開催やツアー造成などに取り組めます。

また、史跡中宮寺跡歴史公園について、史跡地としての活用を図りながら、利用者の利便性向上を図るため、駐車場や遊具等の整備にかかる設計を進めます。

さらに、斑鳩町で最も古い古民家のひとつである安田家住宅と、同敷地内に所在する春日古墳について、これらの文化財的価値を生かしながら、保全と有効活用に取り組めます。

次に、「文化・芸術の振興」では、文化・芸術の拠点として、いかるがホールが利用者にとって、快適で魅力的な施設であり続けるよう、設備更新等を計画的に進めるとともに、引き続き、さまざまな分野の質の高い文化・芸術に身近にふれる機会の充実に努めます。

次に、「風景・景観・自然環境の保全」では、斑鳩の里の風景・景観を保全するため、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、協働による景観づくりを進めるとともに、関係法令や各種補助制度等の活用により、景観形成に対する支援を継続します。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、新年度、令和8年度における主要施策の概要について申しあげました。

予測が難しい時代の中にあっても、私は「和のこころ」を大切に、町民の皆様に寄り添い、対話を重ねながら、これまで申しあげた取組みを全力で推し進めていきます。

町政の推進は、私一人の力で成し得るものではありません。

議員の皆様はもとより、町民、地域団体、事業者の皆様、そして職員一人ひとりが、知恵を出し合い、粘り強く継続して取り組むことが何より大切です。

限られた資源の中であっても、「今、何が必要か」「何を変えるべきか」を的確に見極め、将来を見据えた持続可能な行財政運営のもと、未来への投資と足元の安心を両立させる町政を進めます。

どうか議員の皆様におかれましては、さらなるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程8. 発議第1号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番 井上議員。

○8番（井上卓也君） 発議第1号について、説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

発議第1号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和8年2月27日提出

議 会 議 員

齋 藤 文 夫

小 城 世 督
伴 吉 晴
坂 口 徹
井 上 卓 也
横 田 敏 文
宮 崎 和 彦
濱 眞 理 子
木 澤 正 男
奥 村 容 子

斑鳩町議会議員の期末手当の改正にあたっては、斑鳩町議会はこれまで、国の「人事院勧告」を尊重してまいりました。

令和7年の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、斑鳩町議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものです。

それでは、要旨の朗読をもって、条例案の説明に代えさせていただきます。

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例（要旨）

令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）が改正されたことから、この改正内容に準じて、本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容については、（1）期末手当の支給月数の改定（第1条及び第2条関係）とし、期末手当について、令和7年4月1日にさかのぼり、支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

期末手当の支給月数としては、表に示しておりますように、令和7年度においては12月期を1.725月から1.775月へ、また、令和8年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.75月に均等配分することとし、年間支給月数を3.45月から3.50月に改正するものであります。

2. 施行期日等について、第1条の規定は、公布の日から施行し、令和7年4月1日にさかのぼり適用します。また、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。

以上をもちまして、発議第1号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関

する条例の一部を改正する条例についてにつきましての概要説明とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をいただき、原案どおり議決していただきますようお願い申しあげさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

1番 溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） それでは、発議第1号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を申し述べます。

今回の条例改正は、国家公務員等の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当を引き上げ、昨年12月に支給済みの期末手当まで遡及して増額を適用しようとするものです。

議員の期末手当については、地方自治法第203条第3項に、普通地方公共団体では、条例でその議会の議員に対して期末手当を支給することができると規定されています。

議員の期末手当の支給自体が任意であり、国家公務員の給与が引き上がるからといって、議員の期末手当を引き上げる根拠にならないわけでございます。

また国会議員は憲法第49条の規定により、職務に対して歳費を受け取るとされています。しかし、地方議員は議員報酬とされています。その違いは、歳費は生活給を指し、議員報酬は生活給ではなく、一定の役務に対する対価として与えられる反対給付を指します。議員の期末手当は自ら決定できる仕組みです。

いまだ先行きが見えない生活苦に直面している町民の切実な声にしっかりと耳を傾けるならば、今、自らの期末手当の引き上げは必要ないと考えます。

以上の理由から、本条例改正案には反対いたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

4番 小城議員。

○4番（小城世督君） 発議第1号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申しあげます。

令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告では、民間給与の状況を反映して、高水準のベースアップにより、国家公務員の給与、ボーナス等が引き上げられました。

本条例の改定は、人事院勧告を受け、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職

の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、町議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものです。

人事院は、毎年、国家公務員と民間の給与について調査し、人事院勧告で、社会一般の情勢に適応するように、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本としています。

議員の期末手当の改正にあたっては、これまでも、引き上げ、引き下げともに、斑鳩町議会は国の人事院勧告を尊重してまいりました。

以上の理由から、私は今回の改定は必要なものだと考え、本議案について賛成いたします。

議員皆さまの賛同よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） これをもって討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（中川靖広君） 起立多数であります。

よって、発議第1号については、賛成多数で可決されました。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

（ 午前10時26分 休憩 ）

（ 午前10時40分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、お手元に配布しております議事日程表の日程9. 議案第1号 斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例についてから、日程33. 報告第3号 令和8年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、まで、以上25議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました25議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第1号 斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例についてであります。

斑鳩町における子育て支援のさらなる充実を図るため、児童福祉法及び子ども・子育て支援法等に基づく乳児等通園支援事業の実施に関し、本条例を制定するものでありま

す。

次に、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じて、町長及び副町長並びに教育長の期末手当の支給月数を改定するものであります。

次に、議案第3号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、本町の一般職の職員の給与改定を行うとともに、諸手当の見直しを行うものであります。

次に、議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることに加え、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が施行され、課税限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、この政令による改正内容に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

災害等の非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた排水設備指定工事店が排水設備の工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7,315万円を追加し、歳入歳出そ

れぞれ124億3,715万1千円とするものであります。

その主な内容は、令和7年の人事院勧告等による人件費、事業完了などに伴う不用額の補正のほか、JR法隆寺駅南側地区の町道309号線などに係る道路の改良、私立保育所等への入所委託、防災重点ため池の耐震性調査、決算剰余金見込額等の基金への積立など歳出に関する補正、また、普通交付税の追加交付など歳入に関する補正等であります。

次に、議案第9号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,515万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ29億6,906万5千円とするものであります。

その主な内容は、令和7年の人事院勧告等による人件費の補正のほか、国民健康保険事業費納付金が当初見積を上回ることに伴う補正であります。

次に、議案第10号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

はじめに、保険事業勘定について、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ203万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ30億1,375万3千円とするものであります。

その主な内容は、令和7年の人事院勧告等に伴う人件費の補正であります。

次に、介護サービス事業勘定について、歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項を補正するものであります。

その主な内容は、介護予防サービス計画作成に伴う委託件数の増加に関する補正であります。

次に、議案第11号 令和7年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出において、既決予定額の総額にそれぞれ33万4千円を増額し、補正後の予定額を下水道事業収益で7億3,870万6千円、下水道事業費用で7億1,400万4千円とするものであります。資本的収入及び支出では、既決予定額の総額からそれぞれ170万円を減額し、補正後の予定額を資本的収入で7億9,261万1千円に、資本的支出で8億7,163万9千円とするものであります。

その主な内容は、令和7年の人事院勧告等による人件費の補正であります。

次に、議案第12号 令和8年度斑鳩町一般会計予算についてであります。

予算総額は、117億8,000万円を計上しております。前年度と比較して、7億

7, 000万円、7.0%の増額となっております。

はじめに、歳入予算であります。第1款 町税では、町民税などが増額となることから、前年度と比較して、1億5,570万円増の33億4,414万円を計上しております。第11款 地方交付税では、地方財政対策を踏まえ、前年度と比較して、1億2,000万円増の34億円を計上しております。

次に、第15款 国庫支出金では、私立保育所の運営や障害福祉、小学校給食費の抜本的な負担軽減に係る国庫負担金などが増額となることから、前年度と比較して、3億3,751万7千円増の19億1,631万8千円を計上しております。

次に、第16款 県支出金では、障害福祉、小学校給食費の無償化に係る県負担金などが増額となることから、前年度と比較して、7,984万8千円増の10億2,295万6千円を計上しております。

最後に、第22款 町債では、デジタル活用推進事業債などが増額となることから、前年度と比較して、1億5,650万円増の3億7,840万円を計上しております。

なお、第19款 繰入金については、財政調整基金からの繰入金7,000万円を計上しております。

続きまして、歳出予算であります。第2款 総務費では、庁内ネットワーク環境の整備に係る費用の増額などはあるものの、自治体情報システム標準化・共通化に係る費用の減額などにより、前年度と比較して、3,949万7千円減の13億7,718万2千円を計上しております。

次に、第3款 民生費では、私立保育所、障害福祉等に係る扶助費の増額などにより、前年度と比較して、6億3,244万1千円増の54億3,870万2千円を計上しております。

次に、第5款 農林水産業費では、工事請負費の減額などにより、前年度と比較して、4,254万7千円減の9,339万円を計上しております。

次に、第7款 土木費では、JR法隆寺駅南側地区の町道309号線などの道路新設改良費の増額などにより、前年度と比較して、1億4,143万1千円増の10億1,520万5千円を計上しております。

最後に、第9款 教育費では、史跡中宮寺跡歴史公園の駐車場整備に係る費用の減額などはあるものの、小学校全学年及び中学3年生に係る学校給食費の無償化に係る費用の増額などにより、前年度と比較して、4,635万1千円増の12億7,707万1千円を計上しております。

次に、議案第13号 令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。予算総額は、29億8,540万円を計上しております。前年度と比較して、2億4,140万円、8.8%の増額となっております。

はじめに、歳入予算では、国民健康保険税で、4億7,337万7千円を計上しております。

次に、県支出金では、保険給付費等交付金等で、22億9,489万9千円を計上しております。また、繰入金では、2億1,332万円を計上しております。

続きまして、歳出予算では、保険給付費で、22億7,948万2千円を計上しております。また国民健康保険事業費納付金で、県が提示した令和8年度納付金額に基づき、6億2,551万6千円を計上しております。

次に、議案第14号 令和8年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。

はじめに、保険事業勘定では、予算総額は28億9,530万円を計上しております。前年度と比較して、1億2,490万円、4.5%の増額となっております。歳入予算では、介護保険料で、5億2,671万1千円を計上しております。

次に、保険給付及び地域支援事業等に係る財源として、国庫支出金で、6億4,406万3千円、支払基金交付金で、7億3,500万2千円、県支出金で、4億472万9千円をそれぞれ計上しております。また、繰入金では、一般会計繰入金等で、5億8,154万3千円を計上しております。

続きまして、歳出予算では、介護給付費で、26億3,055万7千円を計上しております。また、地域支援事業費では、1億8,912万1千円を計上しております。

介護サービス事業勘定では、予算総額は1,830万円を計上しております。前年度と比較して、10万円、0.5%の増額となっております。

歳入予算では、介護予防サービス計画費収入で、1,567万4千円を計上しております。歳出予算では、サービス事業費で、1,766万6千円を計上しております。

次に、議案第15号 令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算総額は、7億2,460万円を計上しております。前年度と比較して、5,600万円、8.4%の増額となっております。

はじめに、歳入予算では、後期高齢者医療保険料では、5億8,415万4千円を計上しております。

次に、繰入金では、1億3,884万7千円を計上しております。

続きまして、歳出予算では、後期高齢者医療広域連合納付金で、7億1,635万2千円を計上しております。

次に、議案第16号 令和8年度斑鳩町下水道事業会計予算についてであります。

はじめに、収益的支出では、7億2,028万円を計上しております。前年度と比較して、391万2千円、0.5%の減額となっております。

また、資本的支出では、8億7,159万4千円を計上しております。前年度と比較して、1,183万4千円、1.3%の減額となっております。

次に、諮問第1号から諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）から（その3）であります。

現委員の中井充啓氏、北山裕見子氏、森田敬子氏の任期が、令和8年6月30日をもって満了となることから、引き続き、中井充啓氏、北山裕見子氏、森田敬子氏を同委員に推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2,183万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ120億4,800万1千円とする補正予算について、令和7年12月25日付で専決処分させていただいたものであります。

その内容は、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者への支援として、国の「地方創生臨時交付金」等を活用し、生活応援券の発行や小・中学校給食補助金の増額、子育て世帯への応援手当の支給の実施に関する補正であります。

次に、認定第1号 町道認定についてであります。開発道路の帰属等による8路線の認定をお願いするものであります。

次に、同意第1号 副町長の選任について同意を求めることについてであります。

現副町長の加藤恵三氏の任期が、令和8年3月31日をもって満了となることから、引き続き、加藤恵三氏を同職に選任することについて、議会の同意を求めます。

次に、同意第2号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてであります。

現委員の小野隆秀氏が、令和8年3月31日付で辞任されることに伴い、その後任として中川佳之氏を同委員に任命することについて、議会の同意を求めます。

次に、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑鳩

町一般会計補正予算（第11号）について）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出それぞれ120億6,400万1千円とする補正予算について、議会の議決により指定された事項として、令和8年1月19日付で専決処分させていただいたものであります。

その内容は、令和8年2月8日に執行された衆議院議員総選挙等の執行に関する補正であります。

次に、報告第3号 令和8年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。令和8年度の斑鳩町文化振興財団の予算は、経常費用で1億7,760万8千円となっております。前年度と比較して、520万9千円、3.0%の増額となっております。

令和8年度の事業計画は、公演・文化事業として25事業、斑鳩町文化振興センターの管理及び運営事業、そして斑鳩町立図書館の管理事業を計画されております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきます。

いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ここでお諮りします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程9. 議案第1号から、日程24. 議案第16号まで、及び日程29. 認定第1号の町長提案の議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程9. 議案第1号 斑鳩町乳児等通園支援事業の実施に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この議案につきましては、こども誰でも通園制度事業に関することについてですが、前回の12月議会でも運用の基準に関する条例が制定されるということで、その時もお尋ねしたんですけども、町の方から事業者の募集をされていると

いうふうに思うんですけども、それに対する応募の状況がどういう状況になっているのか、まず教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 昨年12月18日に斑鳩町の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を可決いただきましたあと、事業募集を行いましたところ、令和8年の1月末の締め切りまでに1事業者からの申請を受け付けており、現在審査中でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 審査中ということで、まだ認定はされていないということなんですね。

それとですね、体制の確保ということで町の方ではどのように体制を取って運営をされるのか。一定、厚生常任委員会でも報告があったかと思いますが、たつた保育園の方で定員どれぐらいでやっていこうと考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 町の方ではたつた保育園での実施を予定しております。

月3回実施予定をしております、各回、各年齢で1人ずつの定員で実施する予定です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） こども誰でも通園制度については、国の方から突然提案されたもので、今年4月から全国の市町村でやっていかなければいけないということで、体制が確保できるのか非常に心配していたり、そのほかの費用面についても心配があったんですけども、一定町の方で民間事業者からも応募があったということで、4月からそういう形でしていけるのかなという点では一定安心もしています。

あとまた細かいことにつきましては、予算委員会等で質問させていただきたいと思いますので、以上で終わっておきます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ここの要旨のところの最後の方ですねんけど、9番ですか、利用料の減免、町長が特に必要と認めるとき、規則により利用料を減免できますとあるねんけど、必要と認める、規則で決められている減免の詳細とまではいいませんが、どんな場合減免できるのか教えてください。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こちらのほうの減免の規定なんですけれども、規則の方

で生活保護法による被保護世帯でありますとか、市町村民税の所得税課税額が77,100円以下の世帯でありますとか、あと災害等により利用料の納付が困難になった世帯に対しましての減免を考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） わかりました。これ委員会に添付書類いうんですかね、資料として出していただけですか。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 委員会の方でまた資料の方、添付させていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第1号に関する総括質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第1号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程10. 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第2号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程11. 議案第3号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第3号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程12. 議案第4号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第4号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第4号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程13. 議案第5号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを

議題とし、総括質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回のこの条例改正なんですけど、要旨の方読ませていただいたんですけど、ちょっとわかりにくいので、具体的に説明お願いできますか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） そうしましたら、本条例改正につきまして、こちらの方、もう少し詳しい説明をさせていただきたいと思います。

本条例改正につきましては、令和7年度の税制改正の影響が、介護保険の保険料段階に及ばないように調整し、令和6年度から令和8年度の3年間の計画期間といたします第9期介護保険事業計画の計画期間中における介護保険財政の安定を確保するために、介護保険法施行令が改正されたことに伴いまして、本町の介護保険条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

介護保険の第1号被保険者の保険料につきましては、住民税の課税非課税といった住民税課税状況や、合計所得金額等に基づきまして、段階別に保険料となっているところでございますけれども、令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴いまして、例えば同じ収入であっても令和7年度住民税は課税、令和8年度住民税は非課税となるなど、住民税課税状況や合計所得金額の算定に影響が生じまして、介護保険料の所得段階が下がる方が発生いたします。

現在の介護保険料は、令和6年度から令和8年度の3年間の計画期間として、計画期間中の介護給付費の必要額を基に設定をしておるものでありまして、この計画期間中に計画策定時に想定していなかった保険料段階の変動が発生いたしますと、収入不足となり、介護保険制度の運営に大きく影響する恐れがございます。

このことから、合計所得金額及び住民税の課税非課税の判定について、令和7年度の基準に基づいて算定することにより、税制改正の影響が保険料段階に及ばないように調整するものでございます。

なお、この調整につきましては、税制改正により事業計画に基づく介護保険財政運営に想定していない影響が及ぶことを避けるために、令和8年度に限り行われるものでありまして、令和9年度以降につきましては、介護保険事業計画第10期において、令和7年度の税制改正を踏まえたうえでの保険料等を設定していくこととなります。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、部長の説明のあった第9期の計画への影響ということで、これ国の方からそういう対応するよという基準が示されているのでしょうか、それとも町独自で対応しているという形なんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中原住民生活部長。

○住民生活部長（中原潤君） 今回、この介護保険法の施行令等が改正されたことに伴いまして、市町村においても、保険者においてもということで、国の方からあったものでございます。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第5号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程14．議案第6号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第6号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第6号は、建設常任委員会に付託します。

次に、日程15．議案第7号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第7号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程16．議案第8号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第8号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務常任委員会に付託します。

次に、日程17．議案第9号 令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第9号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第9号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程18. 議案第10号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第10号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第10号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程19. 議案第11号 令和7年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第11号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第11号は、建設常任委員会に付託します。

次に、日程20. 議案第12号から日程24. 議案第16号までの5議案は、令和8年度各会計の予算にかかる案件です。

よって、会議規則第37条の規定により、5議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、日程20. 議案第12号 令和8年度斑鳩町一般会計予算について、日程21. 議案第13号 令和8年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程22. 議案第14号 令和8年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程23. 議案第15号 令和8年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、日程24. 議案第16号 令和8年度斑鳩町下水道事業会計予算について。以上、5議案を一括議題とします。ただいま一括議題としました5議案について、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第12号から議案第16号までの5議案に関する総括質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております5議案については、委員会条例第5条の規定により、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第16号までの5議案については、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

総務常任委員会から、横田議員、木澤議員。厚生常任委員会から、奥村議員、宮崎議員。建設常任委員会から、齋藤議員、溝部議員。広報発行常任委員会から、伴議員。

以上、7名の議員を指名します。各議員には、よろしくお願ひします。

次に、日程25. 諮問第1号から日程27. 諮問第3号の3議案は、いずれも人権擁護委員の推薦について意見を求める人事案件です。

よって、会議規則第37条の規定により3議案を一括議題とし、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、日程25. 諮問第1号、日程26. 諮問第2号、日程27. 諮問第3号は一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、諮問第1号から諮問第3号の人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)から(その3)を、ご説明します。

本諮問は、現委員である、中井充啓氏、北山裕見子氏、及び森田敬子氏の任期が、いずれも令和8年6月30日をもって満了となることから、引き続き、中井充啓氏、北山裕見子氏、及び森田敬子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

諮問第1号から順次、議案書を朗読させていただきまして、ご説明といたします。

なお、それぞれの方の略歴については、議案書の次のページに記載のとおりです。

朗読については、割愛させていただきます。

はじめに、諮問第1号です。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和8年2月27日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町龍田西3丁目13番11号

氏 名 中井 充啓

生年月日 昭和25年4月1日

続きまして、諮問第2号です。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和8年2月27日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町服部2丁目12番3号

氏 名 北山 裕見子

生年月日 昭和26年1月6日

最後に、諮問第3号です。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その3）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和8年2月27日提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町稲葉西1丁目7番4号

氏 名 森田 敬子

生年月日 昭和35年6月15日

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもって、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

続いてお諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

続いてお諮りします。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その3）については、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

次に、日程28. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって承認第1号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について)を、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

承認第1号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和8年2月27日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第15号

専決処分書

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年12月25日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、令和7年度国の補正予算で成立した、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、物価高騰の影響を受けた家計や事業者、子育て世帯への支援を速やかに実施するため、令和7年12月25日付けで、専決処分させていただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿ってご説明します。

補正予算書の8ページと9ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。

第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、町独自の支援の実施にあたり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億1,703万8千円を、第2目 民生費国庫補助金では、子育て世帯への応援手当の支給にあたり、物価高対応子育て応援手当支給事業補助金1億479万6千円を、それぞれ追加させていただいたものです。

10ページと11ページをお願いします。

続きまして、歳出予算の補正です。

第3款 民生費では、第2項 児童福祉費、第6目 物価高対応子育て応援手当支給事業費で、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するため、高校生年代までのこども1人あたり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給します。

この費用として、1億479万6千円を追加させていただいたものです。

第6款 商工費では、第1項 商工費、第2目 商工業振興費で、物価高騰の影響を受けている家計や事業者の支援に加えて、地域経済の回復につなげるため、町内の店舗で利用できる生活応援券を、65歳未満の人には1万円分を、65歳以上の人には1万5千円分を1人ひとりに配布します。

この費用として、3億3,919万5千円を追加させていただいたものです。

12ページと13ページをお願いします。

第9款 教育費では、物価高の影響が長期化し、給食に要する費用負担の増額が求められるなか、給食費の額、給食の質を維持するため、子育て世帯への経済的支援として、町立の小・中学校に対する給食補助金を増額します。

この費用として、第2項 小学校費で、1食あたり現行の70円から90円に増額するため、給食補助金187万円を、第3項 中学校費で、1食あたり現行の85円から115円に増額するため、給食補助金124万8千円を、それぞれ追加させていただいたものです。

第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として、2,527万5千円を充当しています。

恐れ入りますが、4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正です。

繰越明許費の追加として、物価高対応子育て応援手当支給事業で、1億479万6千円を、生活応援券発行事業で、3億3,919万5千円を、それぞれ予算措置させていただいています。

それでは、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 421,834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 12,048,001千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年12月25日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上をもちまして、説明といたします。

よろしくご審議を賜りまして、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第1号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、満場一致で承認されました。

次に、日程29. 認定第1号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、認定第1号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第1号は、建設常任委員会に付託します。

次に、日程30. 同意第1号 副町長の選任について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、同意第1号 副町長の選任について同意を求めることについてをご説明します。

本同意は、現副町長の加藤恵三氏の任期が、令和8年3月31日をもって満了となることから、引き続き、加藤恵三氏を副町長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案書を朗読させていただきまして、ご説明といたします。

同意第1号

副町長の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年2月27日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町五百井1丁目2番13号

氏 名 加藤 恵三

生年月日 昭和39年1月10日

加藤恵三氏の略歴については、次のページに、記載のとおりです。

朗読については、割愛させていただきます。

以上をもちまして、説明といたします。

何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(中川靖広君) お諮りします。

同意第1号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、満場一致で同意されました。

次に、日程31. 同意第2号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、同意第2号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてをご説明します。

本同意は、現委員の小野隆秀氏が、令和8年3月31日付で辞職されることに伴い、その後任として、中川佳之氏を同委員に任命することについて議会の同意を求めるものです。

なお、中川佳之氏の任期は、前委員の残任期間として、令和10年10月7日となります。

議案書を、朗読させていただきまして、ご説明とします。

同意第2号

斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年2月27日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町法隆寺西3丁目1番2号

氏 名 中川 佳之

生年月日 昭和48年6月3日

中川佳之氏の、略歴については、次のページに記載のとおりです。

朗読については、割愛させていただきます。

以上をもちまして、説明といたします。

何とぞ、満場一致をもって、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

同意第2号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、満場一致で同意されました。

次に、日程32. 報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）を、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

報告第2号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年2月27日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第1号

専決処分書

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、衆議院の解散に伴う、衆議院議員総選挙等を実施するため、その準備を早急に行う必要があったことから、令和8年1月19日付けで、専決処分させていただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿ってご説明します。

補正予算書の7ページと8ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第16款 県支出金、第3項 県委託金では、第1目 総務費県委託金で、衆議院議員選挙費委託金1,600万円を追加させていただいたものです。

9ページと10ページをお願いします。

続きまして、歳出予算の補正です。第2款 総務費、第4項 選挙費では、第6目 衆議院議員選挙費で、衆議院議員総選挙等に要する費用として、1,600万円を追加させていただいたものです。

その主な内容は、投開票管理者及び立会人等の報酬、事務従事者の時間外勤務手当等、また、入場券等の印刷及び郵送にかかる費用、公営ポスター掲示場の製作及び設置にかかる費用などとなっています。

1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12,064,001千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月19日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上をもちまして、報告といたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第2号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第2号については終わります。

次に、日程33. 報告第3号 令和8年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第3号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 報告第3号 令和8年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてご説明を申し上げます。

はじめに議案書を朗読いたします。

報告第3号

令和8年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します、

令和8年2月27日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、令和8年度斑鳩町文化振興財団事業計画及び予算により説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

はじめに、令和8年度 事業計画でございます。（1）地域文化の振興事業、地域の文化に関する情報等の収集及び提供事業でございます。

①公演・文化講座事業として、令和8年度は25事業を計画し、事業費合計として、

1, 918万5千円を計上しております。

1. 自主文化事業では、24事業を計画し、事業費として885万4千円を計上しております。

その内訳といたしまして、住民参加型事業が5事業、育成型事業が11事業、芸術文化鑑賞型事業が8事業となっております。

資料2ページから5ページにかけまして、その概要を整理しております。

また、2. 友の会事業の事業費として52万円、3. 共通では、職員給与等に係る事業費として、981万1千円を計上しております。

次に、(2)地域の文化活動拠点の管理・運営に関する事業、①斑鳩町文化振興センターの管理及び運営事業でございます。

本事業は、指定管理者の指定を受けて、ホール部分の管理及び運営を行うもので、

1. 公益目的利用に関する施設管理及び施設貸与事業費といたしまして、1億3,014万円、2. 公益目的外利用に関する施設管理及び施設貸与事業費として726万円、事業費合計として、1億3,740万円を計上しております。

次に、②斑鳩町立図書館の管理事業では、管理委託契約により、町教育委員会が所管する図書館部分を管理するもので、事業費は1,740万6千円を計上しております。

続きまして、6ページ・7ページをお願いいたします。

正味財産増減予算書でございます。7ページの下から7行目でございます。

一般正味財産の増減では、期首残高が1万円、その下の期末残高が1万円となっており、増減はございません。

その下、指定正味財産におきましても、期首残高と期末残高に増減は無く、基本財産である斑鳩町からの出捐金の1千万円となっております。その結果、最下段の正味財産期末残高は、前年度と増減なく1,001万円でございます。

なお、9ページから18ページに、内訳を整理いたしております。

以上、報告第3号 令和8年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についての説明とさせていただきます。

なにとぞ、ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 質疑を終結します。

これをもって、報告第3号については終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明2月28日から3月3日までは休会、4日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

(午前11時39分 散会)